

令和7年5月

お客さま各位

株式会社香川銀行

法人インターネットバンキングの機能追加のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では、法人インターネットバンキングの利便性向上を図るために、下記のとおり機能を追加しますので、ご案内いたします。

記

1. 変更日

令和7年6月16日（月）

2. 追加内容

資金移動の「都度指定振込」機能追加

ご自身で資金移動の振込先口座を登録することができる「都度指定振込」が可能になります。ただし、「都度指定振込」の場合は、振込指定日が翌日以降の取り扱いになります。

なお、従来の「入金先口座追加登録(削除)依頼書」をご提出いただく「事前登録振込」も引き続きご利用いただけます。

振込方式	内容	当日扱い	翌日以降
事前登録振込 (前日以前登録先のみ)	あらかじめ当行所定の申込書にて登録いただきました振込先へお振込する方法	○	○
都度指定振込	操作画面より、振込先情報（銀行・支店名・科目・口座番号）を入力してお振込する方法	×	○

3. 「都度指定振込」機能が不要なお客さま

「都度指定振込」のご利用を希望されないお客さまにつきましては、恐れ入りますが、「香川銀行法人インターネットバンキング変更申込書」を当行窓口までご提出ください。

4. 補償制度

お客さまに安心して法人インターネットバンキングをご利用いただけますように、万一、預金等が不正な払戻しの被害にあわれた場合の補償制度を設けております。補償制度の内容に関して、くわしくは、次頁をご確認ください。

5. その他

本件に関するご不明な点等がございましたら、以下の窓口までお問い合わせください。

かがわE Bセンター 0120-100-459（通話料無料） 受付時間：平日9：00～17：00
--

以上

法人インターネットバンキング補償制度のご案内

○補償制度の概要

「法人インターネットバンキング補償制度」とは、「香川銀行法人インターネットバンキング」において、お客さまの預金等が不正な払戻しの被害にあわれた場合に、当行が被害額を補償させていただく制度です。

対象となるサービス	香川銀行法人インターネットバンキング
対象となるお客さま	本サービスをご利用いただいているお客さま
補償金額	本サービス 1 契約あたりの年間補償限度額 1,000 万円を上限とする被害額

○補償請求の要件

以下のすべてに該当する場合を補償請求の対象といたします。

1. 本人確認情報の盗用または不正払戻しの被害に気づいてから、30日以内に当行へ通知していただくこと。
2. 本人確認情報の盗用または不正払戻しの被害に気づいてから、速やかに警察へ通報していただくこと。
3. 当行の調査および警察の捜査に対し、お客さまより十分な説明と協力をしていただくこと。

○補償対象とならない場合

以下のいずれかに該当する場合は、補償額を減額、または補償対象外とさせていただくことがあります。

1. 不正送金対策ソフト「Phish Wall プレミアム」をご利用されていない、または、最新の状態で更新されていない場合
2. 電子証明書方式をご利用されていない、または、当行が指定する正規の手順で電子証明書を利用されていない場合
3. Eメールアドレス登録において、当行からの通知を受信できるEメールアドレスが登録されていなかった場合
4. 正当な理由なく、第三者にID・パスワード等を回答してしまった、または、安易に管理者カード等を渡ししてしまった場合
5. パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
6. 当行が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起した方法でフィッシング画面等へ不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
7. お客さま、またはお客さまの従業員等の故意または重大な過失による損害であった場合
8. お客さま、またはお客さまの従業員等が加担した不正行為による損害であった場合
9. 第三者からの指示または脅迫に起因する場合
10. 戦争、テロ行為、暴動、災害等による著しい秩序の混乱に乗じ、または付随してなされた場合
11. 「香川銀行法人インターネットバンキングサービス利用規定」違反がある場合